

# 商品概要説明書

## こども貯金

(平成30年7月1日現在)

1. 商品名	○普通貯金 (こども)
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○随時払い戻しができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します。 ○毎年1月と7月の当JA所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ○「こども組合」がその学校の長の管理、指導を受けて児童生徒の代表の名義をもってする貯金等の利子については金額に制限なく非課税となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	—————
8. 付加できる 特約事項	—————
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 普通貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0544-58-6611)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、一般社団法人 JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。JAバンク相談所にお申し出ください。)
11. その他参考となる事項	—————

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士宮